

# PPP／PFIについて

---

平成28年3月15日

総務省自治財政局調整課課長補佐 鈴木健介

## 公共施設の整備・運営

政府による整備・運営

### PPP

(Public Private Partnership)

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法。

例)

- ・ 包括的民間委託
- ・ 指定管理者
- ・ 官民連携開発事業
- ・ 公的空間の利活用

### PFI

(Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。

例)

- ・ BOT (Build Operate Transfer) :  
PFI事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) し、契約期間中の維持管理・運営 (Operate) を行い、事業期間終了後は公共主体にその施設を移管 (Transfer) する方式。  
制度上、民間事業者による事業資産の所有が可能な場合に成立する。
- ・ BTO (Build Transfer Operate)  
PFI事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) した後、その施設の所有権を公共主体に移管 (Transfer) した上で、PFI事業者が一定の事業期間、その施設の維持管理・運営 (Operate) を行う方式。

### コンセッション

施設の所有権を移転せず、民間事業者にインフラの事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式。

平成23年5月の改正PFI法では「公共施設等運営権」として規定された。

# PFI法の概要

出典:内閣府PFI推進室

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号))

## 目的(第1条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

## 対象施設(公共施設等)(第2条)

- 公共施設(道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園等)
- 公用施設(庁舎、宿舍等)
- 賃貸住宅及び公益的施設(教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場等)
- 情報通信施設、熱供給施設、研究施設等
- 船舶、航空機、人工衛星等

## 公共施設等の管理者等(第2条)

- 各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長含む)
- 地方公共団体の長
- 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

## 基本方針(第4条)

特定事業の実施に関する基本的な方針(閣議決定)

### 事業の実施

実施方針の策定・公表(第5条)

民間事業者による提案(第6条)

特定事業の選定(第7条)

※VFM評価(第11条第1項)

民間事業者の選定(第8条)

※総合評価方式が原則(第11条第2項)

選定事業者 - 選定事業の実施(第14条)

### 公共施設等運営権方式(第16条)

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共施設等の管理者等が有したまま、運営権を民間事業者に設定する方式

## 株式会社民間資金等活用事業推進機構(第31条~第67条)

利用料金を自らの収入として徴収する公共施設等の整備等に対して出融資等を実施

## PFI推進会議(第81条)

会長:内閣総理大臣 委員:国務大臣  
基本方針の案の作成、関係行政機関相互の調整

## PFI推進委員会(第83条)

委員:学識経験者から内閣総理大臣が任命(9名)  
基本方針の審議、PFIの実施状況の調査審議

## 支援措置等

- 国の債務負担5年→30年(第68条)
- 行政財産の貸付け(第69条、第70条)  
PFI事業に供するため、国・地方の行政財産(土地・建物等)の貸付けが可能。
- 国公有財産の無償使用等(第71条)  
PFI事業に供するため、国公有財産の無償・低廉な対価での使用が可能。

公共施設等の管理者等

選定事業者 -

# PFI事業の実施状況

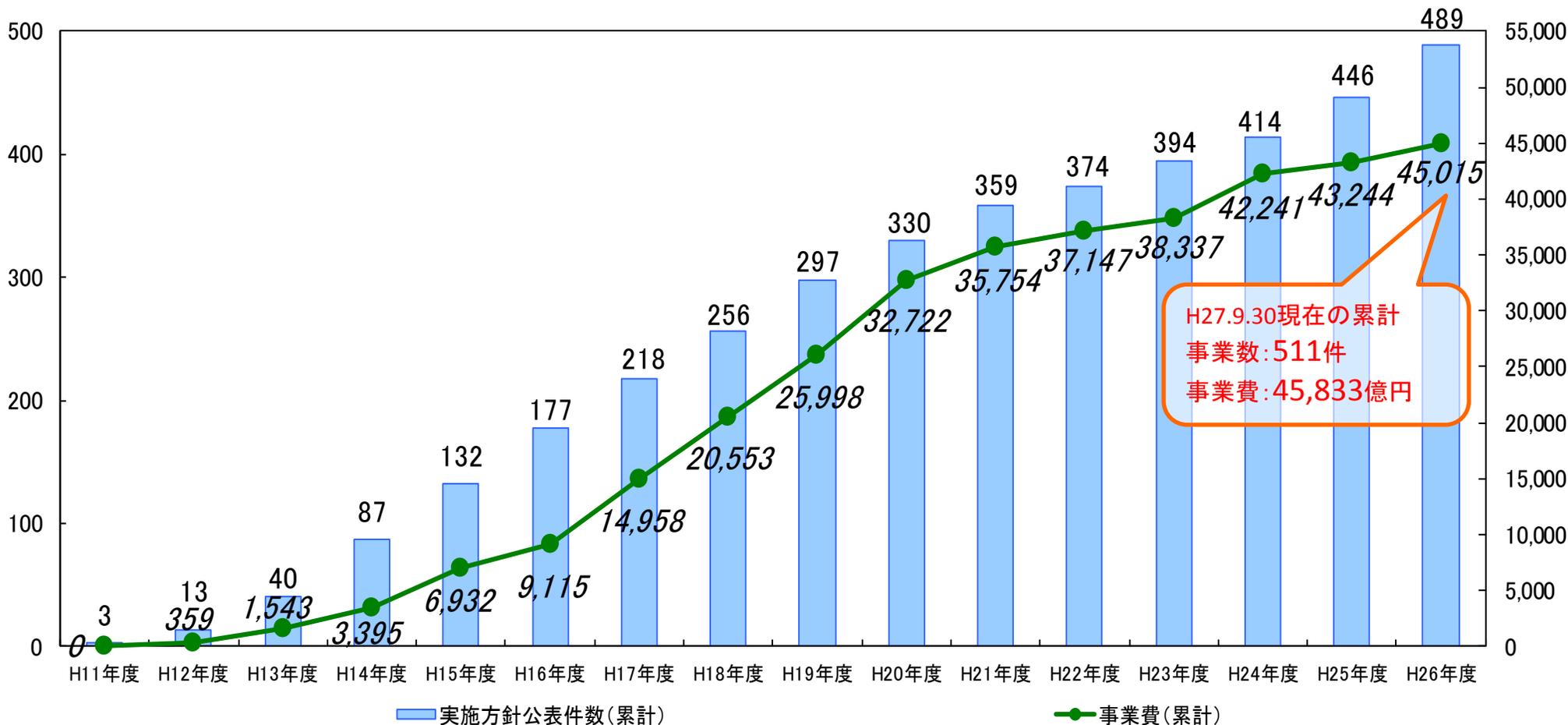
出典：内閣府PFI推進室

## 事業数及び事業費の推移(累計)

(平成27年9月30日現在)

(事業数)

(億円)



H27.9.30現在の累計  
事業数: 511件  
事業費: 45,833億円

(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握している事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

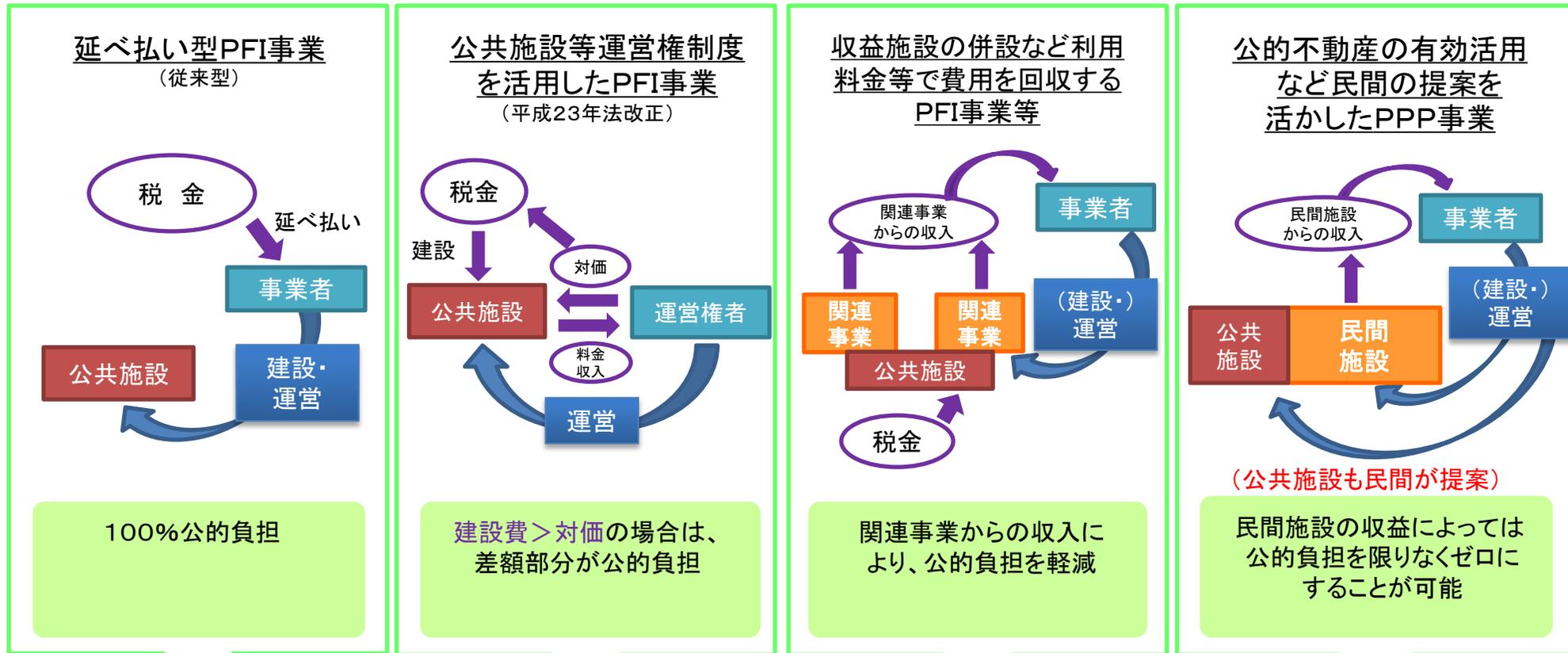
(注2) 事業費は、実施方針を公表した事業のうち、事業者選定により公共負担額が決定した事業の当初契約金額であり、内閣府調査において把握しているものの合計額。

(注3) グラフ中の事業費は、億円単位未満を四捨五入した数値。

# PPP/PFIの事業類型

出典：内閣府PFI推進室

 : 民間投資



**民間の創意工夫・シナジー効果**

# アクションプラン及び集中強化期間の取組方針

産業競争力会議第32回 実行実現点検会合  
内閣府PFI推進室資料(H28.2.4)

## PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン (平成25年6月6日PFI推進会議決定)

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、10年間(平成25～34年)で12兆円規模に及ぶ以下の類型による事業を重点的に推進する。

### ○ 事業類型及び事業規模

(1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業  
： 2～3兆円

(2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で  
費用を回収するPFI事業等： 3～4兆円

(3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を  
活かしたPPP事業： 2兆円

(4) その他の事業類型： 3兆円

→ 10～12兆円<sup>※1</sup>

## 集中強化期間の取組方針 (平成26年6月16日PFI推進会議決定)

アクションプランの取組を加速化し、公共施設等運営権方式について、集中強化期間・重点分野・数値目標を設定し、アクションプランの事業規模目標(10年間で2～3兆円)を前倒して、政府一体となって取り組む。

### ○ 集中強化期間、重点分野及び数値目標

・集中強化期間： 3年間  
(平成26年度から28年度)

・重点分野： 空港、水道、下水道、道路

・数値目標

(1) 事業規模目標<sup>※1</sup>  
： 2～3兆円(10年間の目標を前倒し)

(2) 事業件数目標<sup>※2</sup>  
： 空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

※1 事業規模目標については、民間の提案、イニチアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定したものである。

※2 事業件数目標は、地方公共団体が事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を対象。

# 集中強化期間の取組方針における重点分野の進捗状況

## 空港

### 但馬空港

- 平成27年1月に事業を開始し、運営事業を実施中。

PPP/PFII推進タスクフォース全体会合(第1回)  
内閣府PFI推進室資料(H28.1.28)

4件

### 関西国際空港・大阪国際空港

- 平成28年4月の事業開始に向け、平成26年7月に実施方針を公表。  
平成27年12月に公共施設等運営権実施契約を締結。



【関西国際空港】



【大阪国際空港】

### 仙台空港

- 平成28年6月末までの事業完全移管に向け、平成26年4月に実施方針を公表。  
平成27年12月に公共施設等運営権実施契約を締結。

### 高松空港

- 平成30年4月頃の事業開始に向け、平成27年10月からマーケットサウンディングを実施。

## 水道

### 大阪市水道

- 平成30年4月の事業開始に向け、平成26年11月に実施方針案を公表(平成27年8月に改訂)。

1件

### 浜松市下水道

- 平成30年4月の事業開始に向け、平成27年12月に実施方針案を公表。

2件

### 大阪市下水道

- 平成27年2月に「大阪市下水道事業経営形態見直し基本方針(案)」を公表し、コンセッションの導入に向けた具体的な検討を開始。

## 下水道

### 愛知県道路公社

- 地方道路公社の有料道路事業へのコンセッション導入に向け、平成27年の通常国会において特区法が改正。平成28年10月の事業開始に向け、平成27年10月に実施方針、平成27年11月に募集要項を公表。

1件

## 道路

# 公共施設等総合管理計画の策定促進

## 背景

- ・ 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・ 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・ 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。

「公共施設等総合管理計画」の策定（平成26年4月22日総務大臣通知により策定要請） ※平成26～28年度の3年間で策定

## ＜公共施設等総合管理計画の内容＞

### 1. 所有施設等の現状

- ・ 公共施設等の現況及び将来の見通し
- ・ 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- ・ 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

### 2. 施設全体の管理に関する基本的な方針

- ・ 計画期間：10年以上
- ・ 全ての公共施設等を対象。情報の管理・集約部署を定める。
- ・ 現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載。
- ・ 計画の進捗状況等に応じ、順次計画をバージョンアップ。今後は、管理に関する基礎情報として固定資産台帳を活用。

## 【取組の推進イメージ】

### 公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

### まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

### 国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

## 公共施設等総合管理計画の策定状況

- ・ 平成27年10月1日現在の調査によれば、すべての都道府県、指定都市及び市区町村において、公共施設等総合管理計画を策定予定。
- ・ 平成28年度末までに、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.2%の団体において、公共施設等総合管理計画の策定が完了する予定。

# 公共施設等の最適化に係る地方債措置

## 背景

地方公共団体が、公共施設の老朽化の状況や人口減少・少子高齢化等の現状を踏まえ、公共施設の最適配置を実現するためには、公共施設の集約化・複合化、転用及び除却を進めていくことが重要であり、地方公共団体におけるこれらの取組を後押しするため、新たな地方債措置を創設。

## 事業概要

### <平成27年度からの措置>

地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、既存の公共施設の集約化・複合化を実施するものに対し、新たな地方債(公共施設最適化事業債)を充当。

また、既存の公共施設等の転用事業について、新たに地域活性化事業債の対象とする。

### <平成26年度からの措置>

地方財政法を改正し、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の除却事業について、地方債の特例措置の対象とする。

### 公共施設最適化事業債(集約化・複合化事業)

#### 【期間】

平成27年度からの3年間

#### 【充当率等】

地方債充当率：90%

交付税算入率：50%

#### 【平成28年度地方債計画計上額】

1,130億円

※ 全体として施設の延床面積が減少する事業に限る

※ 広域連携により事業を実施する場合も対象

### 地域活性化事業債(転用事業)

#### 【期間】

平成27年度からの3年間

#### 【充当率等】

地方債充当率：90%

交付税算入率：30%

#### 【平成28年度地方債計画計上額】

110億円

※ 広域連携により事業を実施する場合も対象

### 除却事業に係る地方債

#### 【期間】

平成26年度以降当分の間

#### 【充当率】

地方債充当率：75%

(資金手当)

#### 【平成28年度地方債計画計上額】

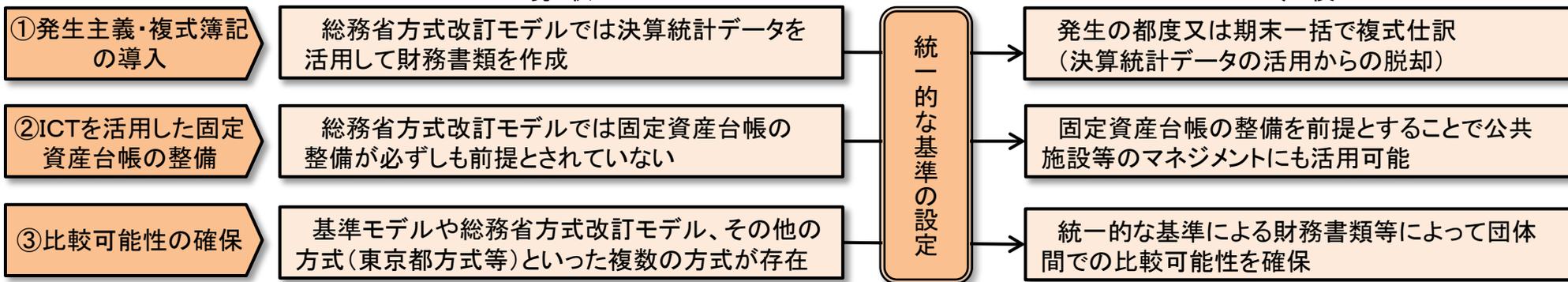
480億円

# 固定資産台帳を含む地方公会計の整備促進について～「作る」から「使う」公会計へ～

- 地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定。
- 原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、固定資産台帳も含めた統一的な基準による地方公会計を整備するよう、全ての地方公共団体に対して平成27年1月に総務大臣通知により要請。
- あわせて、地方公共団体に対し、①マニュアルの公表、②標準的なソフトウェアの開発・提供、③特別交付税措置、④各種研修の実施等により支援。

現状

今後



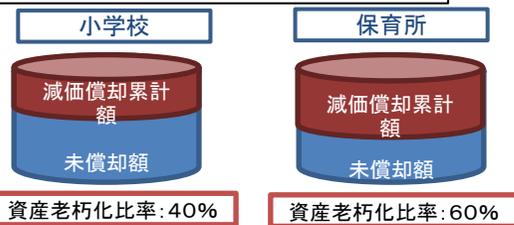
※固定資産台帳整備済自治体数：332団体(平成27年3月31日時点)

- 固定資産台帳により保有資産に関する詳細なストック情報が「見える化」(各資産の取得価額・耐用年数・減価償却費等)
- 決算情報だけでは見えていなかった退職手当引当金や減価償却費も含めたトータルコストが「見える化」
- このような情報を活用してセグメント分析を行うことで、施設の統廃合や適正配置の議論に活用することが可能

## 固定資産台帳・地方公会計の活用例

※先進事例の横展開を図っていく予定

### 老朽化に関する指標の「見える化」



貸借対照表や固定資産台帳を活用することにより、小学校や保育所といった施設類型別の資産老朽化比率を「見える化」し、老朽化対策の優先度を踏まえたメリハリのある予算編成に活用。

老朽化比率が40%の小学校と老朽化比率が60%の保育所のどちらの老朽化対策の優先度が高いか……

### セグメント分析による統廃合の検討

#### 施設別行政コスト計算書

	施設A	施設B	施設C
人件費	1,860万円	1,220万円	1,910万円
退職手当引当金	190万円	120万円	190万円
減価償却費	950万円	610万円	790万円
⋮	⋮	⋮	⋮
利用者1人当たりコスト	1,660円	1,400円	2,290円

施設別行政コスト計算書を作成することで、退職手当引当金や減価償却費も含めたトータルコストによりセグメント分析を行い、当該結果を施設の統廃合や適正配置の議論に活用。 9

# 公営企業会計の適用の拡大について(平成27年1月27日付総務大臣通知等)

地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要。

## 公営企業会計適用の取組状況(H27.10.1時点)

### 【3万人以上の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合

→ **下水道事業 79.0%、簡易水道事業 80.3%**

### 【3万人未満の団体も含む全地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合

→ **下水道事業 47.4%、簡易水道事業 52.6%**

<備考> 「地方公営企業の法適用状況」(平成25年度)

地方公営企業事業数 8,703事業

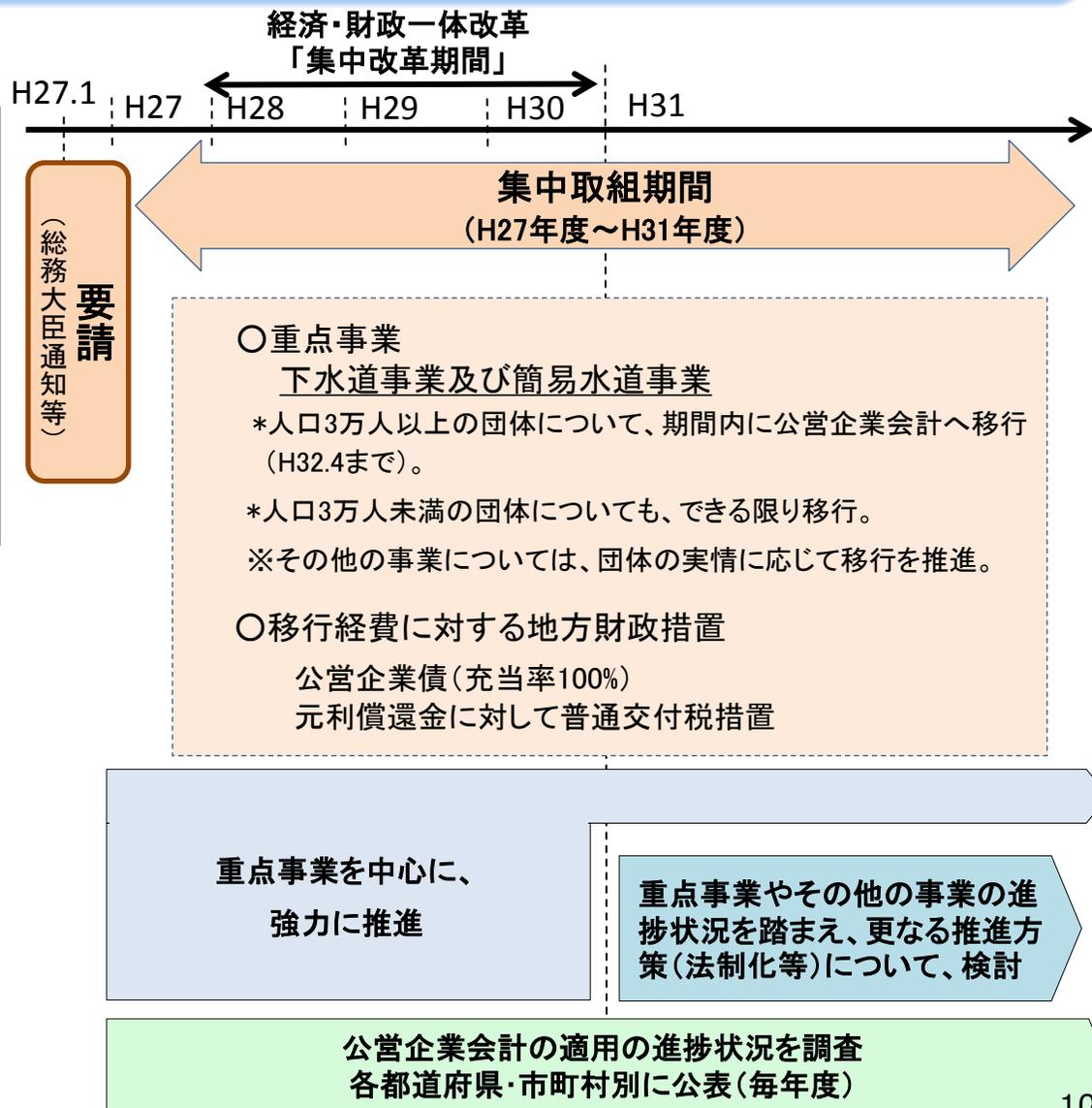
○ 法適用事業数 3,033事業(35%)

(水道、工水、交通、電気、ガス、病院は、法適用事業)

○ 法非適用事業数 5,670事業(65%)

(うち、簡易水道事業・下水道事業 3,835事業(44%))

→ 下水道事業及び簡易水道事業について、重点的に公営企業会計の適用を進めることで、**全体事業数の35%→80%**をカバー



- 民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、10年間(平成25年度から平成34年度)で12兆円規模に及ぶ事業を推進。(「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定)
- 上記のうち、公共施設等運営権方式について、集中強化期間(平成26年度から平成28年度)・重点分野・数値目標(空港6件、水道6件、下水道6件、道路1件)を設定し、アクションプランの事業規模目標(10年間で2～3兆円)を前倒しし、政府一体となって取り組む。(平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定)
- 地方公共団体がPPP/PFIを導入しても、地方財政上不利にならないよう財政措置を講じる(イコールフットイングを図る)ことが基本。
- 公共施設等運営権制度(コンセッション方式)による事業についても同様。具体的な措置の内容については、個別の事例に応じて対応予定。
- 平成27年度から、地方公共団体が国庫補助を受けて実施するコンセッション方式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担について、特別交付税措置を講じることとしている。(平成27年2月18日総務省自治財政局財政課事務連絡)

## <コンセッション方式による事業の各段階におけるイコールフットイング>

	地方公共団体の歳入・歳出	地方交付税の取扱い
導入時	(歳入) 事業体から地方公共団体が受け取る運営権対価 ※一方、事業期間中の料金収入が消滅する。	運営権対価は普通交付税の基準財政収入額に算入しない。 ⇒普通交付税の減少要因とはならない。
事業期間中	(歳出) 運営権設定前に地方公共団体が当該施設の整備に係る経費に充てるために発行した地方債の償還費 ※コンセッション事業の導入に伴う繰上償還は不要	普通交付税の基準財政需要額に算入されていた地方債の償還費については、コンセッション事業を導入する前と同等に普通交付税の基準財政需要額に算入する。 ⇒普通交付税の減少要因とはならない。
	(歳出) 運営権設定後に地方公共団体が当該施設の増改築等に係る経費として事業体に支出した費用 ①地方債を発行する場合 ②後年度に割賦払いで支出する場合	直営で実施した場合に地方債の償還費が普通交付税の基準財政需要額に算入される施設に係る左記の①、②の費用については、直営で実施した場合と同等に普通交付税の基準財政需要額に算入する。 ⇒普通交付税の減少要因とはならない。
事業終了時	(歳入) 料金収入の復活	料金収入は普通交付税の基準財政収入額に算入しない。 ⇒普通交付税の減少要因とはならない。

○「経済財政運営と改革の方針2015（骨太の方針）」  
（平成27年6月30日閣議決定）

（民間能力の活用等）

PPP／PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP／PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。

# 多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するプロセス概要

## 【対象事業主体】

- ・国、地方公共団体、公共法人（独法、公社等）

## 【対象施設】

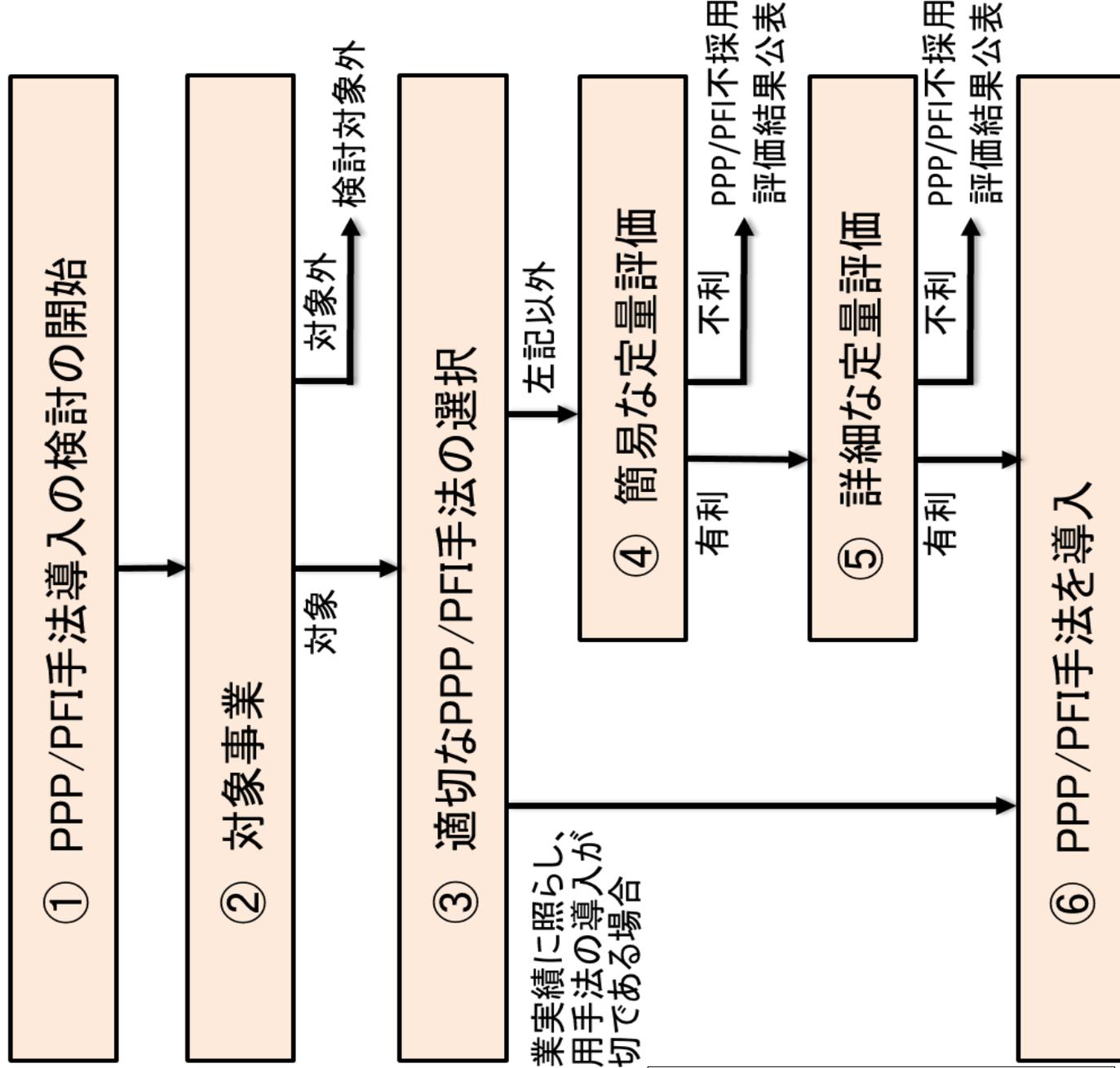
- ・公共施設等

（例えば空港、上下水道等の利用料金が発生する施設や庁舎、宿舎、公営住宅、学校等を含む。）

## 【対象事業】

- ・整備等

（例えば新規建設、改修のみならず、運営、維持管理を含む。）



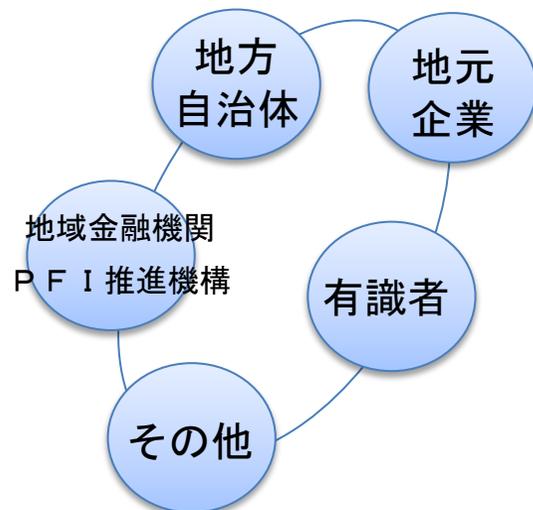
事業実績に照らし、  
採用手法の導入が  
適切である場合

## 【経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太方針）】

PPP/PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームについて、全国的な体制整備を計画的に推進し、地域の産官学金による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上等を図る。

### <地域プラットフォーム>

地域の企業、金融機関、地方自治体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体の案件形成を目指した取り組みを推進する。



### 地域プラットフォーム形成に向けた取組

#### 【地域プラットフォームの形成】

- PPP/PFI地域プラットフォームの形成にモデル的に取り組もうとする地方公共団体を募集して支援。
- 関係省庁の地方支分部局と連携して、地方ブロック単位でPPP/PFI地域プラットフォームの立ち上げを支援。

#### 【全国的な展開に向けた取組み】

- 各地域でのPPP/PFI地域プラットフォームの形成を支援するため、中央の省庁、団体等が連携。
- 優良事例の発掘や地域プラットフォーム運用マニュアルの作成等、情報提供等の実施。

### (例)福岡PPPプラットフォーム

【目的】地場企業がPPP/PFI事業を受注できるようにすること。

- ・ ノウハウ習得
- ・ 受注する競争力強化



## 「経済再生と財政健全化の両立に向けた地方税財政改革についての意見」 (参考)

○「経済再生と財政健全化の両立に向けた地方税財政改革についての意見」  
(平成27年6月9日地方財政審議会)

(PPP／PFIの推進)

地方自治体は、自ら設置する公共施設について、直営による整備や運営だけでなく、行政が住民サービスに最終的な責任をもつという前提の下、指定管理者制度、包括的管理委託、PFIなど様々な手法の中から最も効果的・効率的な手法を選択していくことが適当である。

PPP／PFIに係るアクションプランを定め、事業規模目標を設定して取り組んでいる中、政府は、官民双方の作業負担が少ない仕組みを構築する必要がある。また、公共施設等総合管理計画の策定や固定資産台帳の整備と併せて、優良事例の横展開やPFI事業に係る財政措置上のイコールフットィング(平等化)を図ることにより、民間事業者のPPP／PFI事業への参入を促進していく必要がある。